

○卒業・修了年次生の「再試験」の取り扱いについて

この取り扱いは、武蔵野美術大学試験実施要領第 11 条第 1 項に基づき、再試験に関し必要な事項を定める。

1 受験資格

最終学年に在学する学生で、修得した単位数が不足するため卒業又は修了できないと判定されたもので次に該当する者とする。

- (1) 造形学部においては造形総合科目及び学科別科目、造形構想学部においては造形構想基盤科目、専門基礎科目、専門領域別科目、専門総合科目、造形研究科修士課程においては各コース必修科目の単位を規定どおりに修得していること。
- (2) 未修得科目が 2 科目 8 単位以内で、当該科目の単位を修得することによつて卒業又は修了の要件を満たす者。

2 再試験対象科目

再試験の対象科目は、次の科目のうち「通年」もしくは「後期」に開講された科目とする。ただし、成績が「不可」の科目に限る。定期試験を受験しなかつた「未受験」及び出席不良による「対象外」の科目は対象としない。

- (1) 造形学部の文化総合科目
- (2) 造形構想学部の全学共通科目
- (3) 造形研究科修士課程の共通科目

3 申込方法

再試験対象者は教務チームより連絡を行う。再試験を受けるものは期間内に受講料(1 科目 1000 円)を添えて教務チームに申し込む。期間内に申し込みを行わなかつたものは受験資格を失う。

4 評価

合格(可)又は不合格(不可)とする。

5 実施期間

当該年度の 3 月 31 日までとする。

6 その他

- (1) 大学院造形構想研究科修士課程においては、再試験を実施しない。
- (2) 大学院造形研究科博士後期課程においては、再試験を実施しない。
- (3) 再試験の基準については履修ガイドブック等に掲載し、学生に公開する。
- (4) 当該科目の教員へは教務チームより連絡を行う。
- (5) 教員・研究室が行うレポートや課題の再提出は、再試験とは別に考える。
- (6) この再試験の不合格の場合や未受験の場合の再々試験は行わない。
- (7) 9月卒業及び修了予定者のための再試験は行わない。

附 則

(略)

この取り扱いは、平成31年4月1日から施行する。